

募集要項

1 趣旨

大分県内での仕事や生活等に関する情報を紹介する動画や記事を制作して、日本での就労を検討している海外(ベトナム、インドネシア)の外国人材及び日本国内在住の技能実習・特定技能のベトナム人、インドネシア人に向けて、大分県で働く魅力を効果的かつ定期的に情報発信することにより、大分県内での就職を希望する外国人材を増やすことを目的とする。また、海外(ベトナム・インドネシア)在住の外国人材と双方向のコミュニケーションを図ることにより、大分県に興味を持ってもらうことも目的とする。

この業務の委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者(以下、「提案競技参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定める。

なお、募集要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、募集要項が優先する。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

令和6年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(3) 業務概要

別紙「令和6年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託仕様書」のとおり。

(4) 限度額

9,972,116円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 著作権

制作した成果物等の著作権は、大分県に帰属する。

3 参加資格等

(1) 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てをし、又は、申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- ③ 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。

- ④ 大分県が発注する物品の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有しているとみなされている者を含む）を有する者、又は同様の資格を有する者。
- ⑤ 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑥ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- ⑦ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑧ 都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- ⑨ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑩ 大分県入札参加停止措置要件に該当する者でないこと。

(2) 参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）及び次のすべての資格審査書類を提出すること。

（1部提出。A4サイズ。長編綴じ。ファイル等による綴じ込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮してステープル又はダブルクリップ等でとめること。）

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
- ② 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
- ③ 過去の類似業務の実績を証する書類（類似業務経験を示す契約書、パンフレット等。写しでも可。）

なお、大分県が発注する物品の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有しているとみなされている者を含む）を有していない者については、次の（ア）～（カ）に定める「入札参加確認申請時の必要書類」を1部提出

すること。

(ア) 営業概要書

(イ) 貸借対照表、損益計算書

(ウ) 納税証明書(県税)(原本)

(エ) 納税証明書(地方消費税)(原本)

(オ) 登記簿謄本(原本)もしくは履歴事項全部証明書(原本)

(カ) 定款(原本証明をした写し)

(3) 企画提案競技参加申込書及び資格審査書類の提出

① 提出期限 令和6年5月1日(水)17:00(必着)

② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 産業人材政策課 産業人材対策班

Eメール: a14320@pref.oita.lg.jp

③ 提出方法 持参、郵送、Eメールのいずれか

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

※Eメールの場合は、到着の有無を電話にて確認すること。

(4) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(別紙様式3)を提出すること。

4 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、Eメールにて照会することとする(様式任意)。

なお、件名は「【質問】(法人名)令和6年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託について」とすること。なお、到着の有無を電話にて確認すること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

① 提出期限 令和6年4月24日(水)17:00(必着)

② 提出先 a14320@pref.oita.lg.jp

大分県商工観光労働部 産業人材政策課 産業人材対策班

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、令和6年4月26日(金)までに、大分県ホームページに掲載する。

5 企画提案について

(1) 業務の目的に留意のうえ、業務に係る企画の内容等を具体的に記載した下表の企画提案書を作成し、4部(正本1部、副本3部)を提出期限までに提出すること。

① 表紙	・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
② 企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨を踏まえ、絵コンテ等を使用し、具体的に企画提案すること。 ・動画の構成案(内容、演出等)、動画の公開、及び SNS 広告などを用いた閲覧促進方法の具体案について提案すること。 ・動画の再生時間として、より多くの人に見てもらうために適切だと思われる時間を考え方とともに具体的に提案すること。 ・取材記事の案、取材記事の公開、及び SNS 広告などを用いた閲覧促進方法の具体案について提案すること。 ・海外(ベトナム・インドネシア)在住の外国人材と双方向のコミュニケーションを図る具体案について提案すること。 ・全体スケジュールを具体的に提案すること。
③ 業務実施体制表	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。
④ 見積書	・業務を実施するために必要な項目ごとにその単価、金額を記載すること。

①～④ いずれも様式自由。A4サイズ。長編綴じ。

(ファイル等による綴じ込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステーブルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。)

(2) 企画提案書等の提出

① 提出期限 令和6年5月10日(金)17:00(必着)

② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 産業人材政策課 産業人材対策班

③ 提出方法 持参又は郵送(EメールやFAXでの提出は不可)

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留等追跡可能な方法とすること。

(3) その他

1者につき、1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

6 審査及び結果通知

(1) 「令和6年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託に係る企画提案競技審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において評価点方式による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を選定する。

(2) 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査及びヒアリングを実施する。1

者につき、持ち時間15分以内とし、ヒアリングは10分程度とする。

- (3) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において基準点(6割)を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (4) 審査委員会の日時・場所
 - ・令和6年5月15日(水)午前10:00-12:00
 - ・リモート形式で実施予定(場合によっては大分県庁舎本館7階71会議室(予定)で実施)
(詳細については、申込者に別途連絡する。)
- (5) 審査委員会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- (6) 審査結果は、審査後3日以内に全ての企画提案者あてに通知する。
なお、審査結果に対する異議申立ては、受け付けないものとする。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外に使用しない。
- (3) 県と受託者の協議により、提案された企画の内容の一部が変更されることがある。

8 本件に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部産業人材政策課 産業人材対策班

電話：097-506-3335 / Eメール：a14320@pref.oita.lg.jp